弁護士法人四谷麹町法律事務所

YOTSUYA-KOJIMACHI LAW OFFICE

Q440. 労働審判手続の第1回期日にかかる時間はどれくらいですか。

労働審判手続の第1回期日は、通常、2時間程度かかります。私がこれまで現実に経験した労働審判事件の第1回期日は、最短1時間20分~最長3時間30分かかっています。

最低 2 時間, できれば 3 時間 30 分程度の時間を取られても不都合が生じないよう. スケジュール調整しておくべきでしょう。

なお、第1回期日にかかる時間は、事案の複雑さの程度にもよりますが、同程度の事案であれば、申立書、答弁書において充実した主張反論がなされているケースの方が事実審理に要する時間が短くて済みますので、期日の所要時間が短くなる傾向にあります。

弁護士法人四谷麹町法律事務所 代表弁護士 藤田 進太郎

経営労働相談のご予約 TEL: 03-3221-7137